資料　２－３

大阪府公有財産台帳等処理要領（案）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　　正　　　　案 | 現　　　　行 |
| （その他の資産）第２０条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。（１）リース資産ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。イ　登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位と**する。なお、これ****によりがたい場合は、別途、取り扱う。****また、**資産を２つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第３条第２項の規定を準用する。ウ　減価償却は、第16条第1項の規定を準用し、備忘価格を０円として算定し、取得した月から開始する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第２項から第４項及び第６項から第８項の規定を準用する。エ　イ及びウ以外に係る取扱いについては、第４条、第５条、第６条、第７条第２項、第９条、第11条、第12条、第1５条及び第1７条（第２項においては第１号）の規定を準用する。 | （その他の資産）第２０条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。（１）リース資産ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。イ　登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位とし、当該資産を２つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第３条第２項の規定を準用する。ウ　減価償却は、第16条第1項の規定を準用し、備忘価格を０円として算定し、取得した月から開始する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、第16条第２項から第４項及び第６項から第８項の規定を準用する。エ　イ及びウ以外に係る取扱いについては、第４条、第５条、第６条、第７条第２項、第９条、第11条、第12条、第1５条及び第1７条（第２項においては第１号）の規定を準用する。 |